

7月の女性悩みごと相談
〜羽村市との共同事業〜

女性が抱えるさまざまな悩み、専門の女性カウンセラーが応じます。

内容については固く守られますので、安心してご相談ください。

日時・場所 福生市 14日(水)・28日(水)午前9時〜午後1時、市役所1階第1相談室

羽村市 7日(水)・21日(水)午後1時30分〜4時30分、羽村市役所東庁舎1階福祉事務所内相談室

※福生市・羽村市在住の女性の方でしたら、どちらの

市へ申し込まれてもかまいません。予約制で先着3人まで(1人50分以内)。

申込み相談日の1か月前から福生市広報広聴係 ☎551・1568、羽村市市民相談係 ☎555・1111へ。

6月の納税

6月は市都民税(第1期)の納期です。6月30日(水)までに納めてください。口座振替は6月30日(水)に振り替えますので、残高不足に注意してください。

※納期を過ぎると延滞金(年14.6%)が課されます。問合せ 収納課 ☎551・1578

住宅改修に対する固定資産税減額のお知らせ

次の要件を満たす改修工事を行なった場合、申告により翌年度分以降の固定資産税を減額します。

①耐震改修した場合の減額措置

昭和57年1月1日以前に建築した住宅について、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合した一定の耐震改修工事(1戸当たり30万円以上のもの)を行なった場合、1戸当たり120㎡

相当分までを限度として、左表に掲げる改修時期により翌年度分以降の固定資産税の税額を2分の1減額します。

改修時期	減額年数
平成18年1月1日 ～平成21年12月31日	3年間
平成22年1月1日 ～平成24年12月31日	2年間
平成25年1月1日 ～平成27年12月31日	1年間

②バリアフリー改修した場合の減額措置
平成19年1月1日以前に

建築した住宅(賃貸住宅を除く)のうち高齢者、障害者等が居住する住宅について、平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修工事(補助金などを除く自己負担が30万円以上のも

③省エネ改修工事をした場合の減額措置
平成20年1月1日以前に建築した住宅(賃貸住宅を除く)について、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に、「窓の断熱改修工事」または「窓の断熱改修工事及び床、天井または壁の断熱改修工事」(改修工事に要する費用が30万円以上)が終了した場合、1戸当たり120㎡相当分までを限度として、翌年度分に限り、固定資産税の税額を3分の1減額します。

額を3分の1減額します。なお、新築住宅及び耐震改修工事等の減額を受けている場合は適用されません。

申告方法
課税課資産税係窓口(市役所1階4番)にある申告書に、それぞれの要件を満たすことがわかる次の書類等を添付して、改修後3か月以内に申告してください。

①耐震基準に適合した工事を証明するもの、領収書等
②高齢者、障害者等であることを証明する書類、工事内容等を確認できる書類、領収書等※申告後、市職員が実地調査を行ないます。
③現行の省エネ基準に適合する改修工事を証明するもの、領収書等の減額措置や申告方法、添

付書類等の詳細についてはお問い合わせください。問合せ 課税課資産税係 ☎551・1614

出会は町会・自治会から
町会・自治会は、地域にお住まいの方で結成された自主的な組織で、その地域内に住む方なら誰でも加入できる団体です。

活動を通じて、地域での「出会い」が生まれ、お互いが顔見知りになることで、地域の安全・安心や、高齢者・子どもの見守りにつながります。近年、福生市の町会加入率は減少傾向にあり、これが続くと地域のつながりも薄れてしまいます。「いざ」というときに助け合える環境づくりには、日ごろからのコミュニケーションが大切です。ぜひ、町会・自治会に加入して、地域のつながりを広げましょう。

問合せ 協働推進課 ☎551・1590

▼年金だより▼

■20歳になったら国民年金に加入しましょう

国民年金は、老後の生活や、障害、死亡による収入の減少などに備え、国民が保険料を出し合い、お互いを支え合う制度で、日本国内に住む20歳から60歳までの方には法律により加入が義務づけられています。

国民年金には、65歳から受けられる老齢基礎年金や、万が一のときに受けられる障害基礎年金、死亡時に支給される遺族基礎年金等があり、これらの年金を受けるためには、国民年金に加入し、保険料を納付することが必要です。20歳になったら、送付される手続き書類により、市役所保険年金課で加入手続きをお願いします。(厚生年金保険や共済組合に加入している方を除く)。

問合せ 保険年金課 ☎551・1670

■国民年金保険料をクレジットカードでお支払いいただけます

国民年金保険料は、全国の銀行、郵便局、コンビニエンスストアまたはインターネット等で納付することができますが、クレジットカードでもお支払いいただけます。

クレジットカード支払いは、事前に申込用紙を提出し、以後、将来の保険料を定期的にカード会社が立替払いし、カード会社から会員の方に請求する方法です。お支払い方法は次のとおりです。

【毎月支払い】毎月の保険料を当月末に立替払いをする。※1か月の保険料(平成22年度)15,100円

【1年分支払い(前納)】4月から翌年3月分までの保険料をまとめて4月末に立替払いをする。※割引額3,220円

【半年分支払い(前納)】4月分から9月分までの保険料を4月末に、10月分から翌年3月分までの保険料を10月末にそれぞれまとめて立替払いをする。※割引額740円

前納によるお支払いは割引があります。お

支払い回数は1回払いのみです。

【注意点】保険料の一部を免除されている場合や、過去の未払い分には利用できません。

申込み・問合せ 青梅年金事務所 ☎0428・30・3410、保険年金課 ☎551・1670

■こんなとき加給年金額が支給停止されます

加給年金額は、老齢厚生年金の受給権を取得した当時、厚生年金加入期間が20年以上(中高齢特例は15〜19年以上)である人に、配偶者または子があり、その対象者が生計維持や年齢などの条件を満たしている場合に加算されます。

ただし、加給年金額の対象となっている配偶者が老齢(退職)・障害を事由とする年金を受けられるようになると、加給年金額は支給停止になります。

【老齢(退職)・障害を事由とする主な年金】

- ・老齢厚生年金(被保険者期間が原則20年以上の方)
- ・退職共済年金(組合員期間が原則20年以上の方)※中高齢特例は15〜19年以上
- ・障害基礎年金
- ・障害厚生年金
- ・障害共済年金

上記のいずれかを受けられるようになった場合、「加給年金額支給停止事由該当届」を住所地を管轄する年金事務所に提出してください。

【その他、加給年金額の対象でなくなるとき】

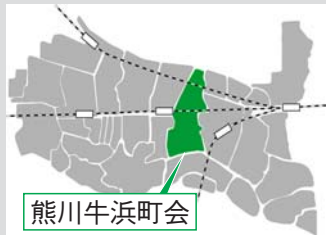
- ◎配偶者が死亡したとき◎受給権者による生計維持関係がなくなったとき◎離婚したとき◎配偶者が65歳に達したとき(大正15年4月1日以前生まれの配偶者を除く)◎子が養子縁組によって受給権者の配偶者以外の養子になったとき◎養子が離縁したとき◎子が婚姻したとき◎子について18歳到達年度の末日が終了したとき◎子が18歳到達年度の末日が終了した後、1級または2級の障害の状態に該当しなくなったとき◎1級または2級の障害の状態の子が20歳に達したとき

問合せ 青梅年金事務所 ☎0428・30・3410

市内の町会・自治会⑩地域の活動を紹介します!

■熊川牛浜町会(会長 中村光昭) 第45回ほたる祭

6月12日(土)は、熊川町会主催のほたる祭を開催します(雨天の場合翌日に順延)。市民の皆さんを始め、遠路はるばるお越しくださる方々に愛され、今年で45回目を迎えることができました。心より感謝申し上げます。



主役である蛍の種類は、皆さんご存じの「源氏蛍」です。ホタル研究会の皆さんが、1年間丹精込めて養殖した蛍が、初夏の訪れを告げる舞を見せてくれます。また、去年は数年ぶりに、自然発生した蛍が玉川上水で確認されています。町会、他町会の団体協力ではたるとりには約40店舗の模擬店が出店されます。それぞれ工夫を凝らした内容で、親近感溢れる方々が出店されています。

イベントも、午後1時ごろから、はたるとりではパレード、エイサー太鼓、鼓笛隊、民謡、また熊川会館横特設ステージでは和太鼓、吹奏楽(中学生)、ダンス(小学生)、舞踊等、多くの催し物が行なわれます。

皆さん、初夏の幻想の舞を是非ご鑑賞ください。心よりご来場お待ちしております。

問合せ 協働推進課 ☎551・1590

